

宇部市庁舎広場ネーミングライツパートナー募集要項

「宇部市庁舎広場」について、次のとおりネーミングライツパートナーを募集します。

1 対象施設、契約希望金額等

対象施設及び所在地	契約希望金額	愛称の使用期間
宇部市庁舎広場 宇部市常盤町一丁目	年額200万円以上	3年以上5年以内

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

※ 愛称使用期間は、令和8年4月から年単位に限りです。

※ 契約金の納付は年度毎とし、納期限は毎年4月30日までとします。

（納期限が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌開庁日を納期限とします。）

※ 対象施設の概要は、別紙1のとおりです。

2 命名権の内容

対象施設に、企業名、商品名等を含んだ愛称を付けることができます。

3 命名条件

（1）宇部市広告掲載要綱第6条に規定する内容の名称は除き、かつ庁舎の広場としてふさわしい愛称とします。

（2）利用者の混乱を避けるため、契約期間中における愛称の変更はできません。

（3）図柄投影機能（以下「GOBO（ゴボ）照明」という。）を使用し愛称を2灯以上表示してください。

※ 投影には表示する灯数のディスク板の製作が必要です。

※ その他条件等は、別紙2「GOBO（ゴボ）照明による愛称の投影」を参照ください。

4 ネーミングライツパートナーへの特典

当初の契約期間満了後、契約更新を希望される場合には、現ネーミングライツパートナーに優先交渉権を付与します。

5 応募資格

（1）法人とします。

複数の法人で構成されるグループでの応募も可能です。

（2）次のいずれにも該当しないものとします。

ア 国税又は市税を滞納しているもの

イ 宇部市広告掲載要綱第5条に規定する規制業種又は事業者

ウ 政治団体・宗教団体、公職にある者が役員を務める法人

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行うもの

オ その他、命名権を取得することが適当でないと市が認めるもの

6 費用負担等

(1) 費用負担

区 分	費用負担	
	市	ネーミングライツ パートナー
市のウェブサイトの表示変更	○	
G0B0（ゴボ）照明のディスク板の製作、変更、設置及び維持管理（別紙2参照）※1		○
G0B0（ゴボ）照明のディスク板の交換、移設等対応	○ ※市のイベント等でディスク板を交換するとき	○ ※左欄以外
対象施設等の敷地内看板の上部サインの製作、変更、設置及び維持管理（別紙1参照）※2		○ ※サインの変更を希望する場合
愛称使用期間終了後のサイン及びG0B0（ゴボ）照明のディスク板撤去等の原状回復		○

※1 照明設備の維持管理及び電気代は、市の負担です。

※2 敷地内看板の上部サインの変更を希望される場合は、山口県屋外広告物条例、宇部市景観計画、宇部市都市公園条例等の規定に沿う必要があるため、市（財産管理課、都市計画課又は公園緑地課）と事前に協議してください。

(2) その他

ア 市が施設のパンフレットを発行する場合は、愛称が付与されたことをお知らせする文書を添付します。なお、ネーミングライツパートナーが発行物等に対象施設等の写真等を使用する場合は、市と事前に協議してください。

イ 民間事業者が発行する地図等の愛称の表示については、発行する民間事業者の判断に委ねられます。

7 愛称使用開始予定

令和8年4月

8 申込書の提出方法

(1) 申込書受付期間

令和7年11月25日（火）から12月18日（木）午後4時30分まで（必着）とします。持参の場合には、上記の期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時30分まで受け付けします。

郵便等による場合には、受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、期間内必着とします。

(2) 提出方法

申込書は、持参、メール、郵便等のいずれかの方法により提出してください。

※メールもしくは郵便等で提出する場合には、事前に（4）の担当課に電話連絡してください。

(3) 提出書類（原本1部）

ア 申込書（様式1）

イ 応募資格についての確約書（様式2）

ウ 法人概要及び直近3年の決算報告書（概要版）

なお、宇部市内に事業所等がある場合は、事業所の概要（従業員数等）も添付してください。

エ 登記事項証明書

オ 市税の滞納がないことの証明書

・すべての税目に滞納がないことを証する納税証明書（市内に事業所等がない場合は不要）

カ 国税の滞納がないことの証明書

・法人税並びに消費税及び地方消費税について、滞納がないことの納税証明書（その3の3）

キ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

ク 役員等名簿（様式4）

ケ 委任状（様式5）（広告代理店を通じて申し込む場合、本店の代理で支店長が申し込む場合等）

コ その他法人の概要がわかるパンフレット等

※1 エ～カについては、発行から3か月以内のものを提出してください。また、エ～カ及びコについては、鮮明なものであれば、コピーでも構いません。

※2 応募資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ提供する場合があります。

(4) 担当課（提出先）

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市都市政策部新庁舎建設課

電話 (0836) 34-8200

FAX (0836) 22-6049

メール chosha@city.ube.yamaguchi.jp

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア 応募に当たり必要な経費は、全額応募者で負担してください。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 必要に応じて、追加資料を求める場合があります。

エ 提出書類は、宇部市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

9 質問の受付

募集要項に関する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年11月25日（火）から28日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時30分までとします。

(2) 受付方法

8（4）の担当課に電話連絡の上、質問票（様式6）により、メール又はFAXにより提出してください。

(3) 回答予定

令和7年12月5日(金)までに、市ウェブサイト随時掲載します。なお、この回答は本募集要項の追加又は修正とみなします。

10 選定方法等

(1) 選定方法・選定基準

市が設置する「宇部市庁舎広場ネーミングライツパートナー選定委員会」において、応募内容を審査して優先交渉権者を選定します。(選定基準は別紙3のとおり。)
ただし、応募に適当なものがなかった場合には、ネーミングライツパートナーを決定しないことがあります。

(2) 選定結果の通知

選定後、令和8年1月下旬(予定)までに、すべての応募者に文書で通知します。

11 契約の締結

優先交渉権者との交渉を行い、ネーミングライツパートナーを決定後、市とネーミングライツパートナーとの間で命名権に関する契約を締結します。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーは、契約更新の際に優先的に交渉することができます。

12 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが5(2)に該当することとなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は契約を解除できることとします。

この契約解除に伴う敷地内看板の上部サイン等の撤去に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

なお、契約を解除した場合、違約金として、命名権料総額(一部が納付されているときはその額を控除した額)の10%に相当する額の支払いを求めるものとします。この場合、納付済みの命名権料は返還しません。

13 その他

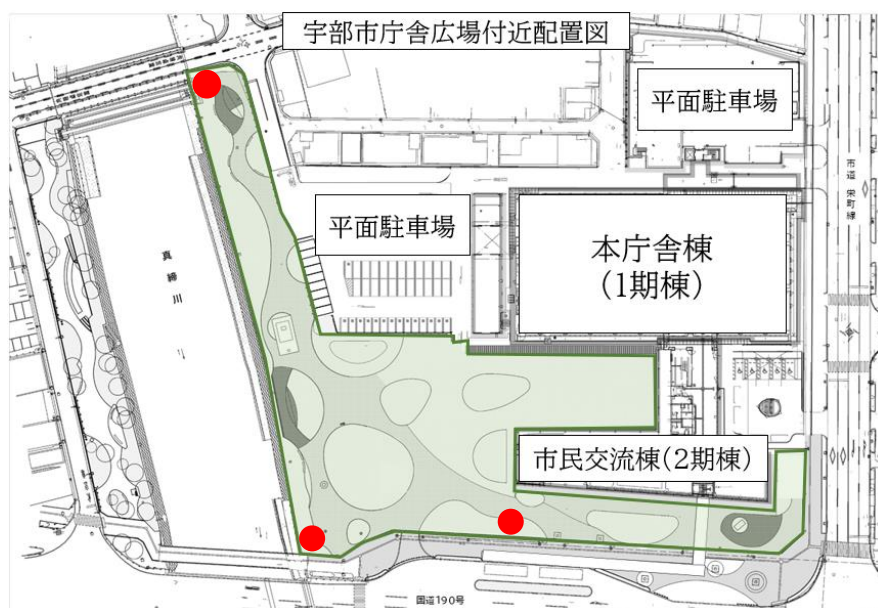
この募集要項に記載のない事項については、関係法令等に従って取り扱います。

宇部市庁舎広場 施設概要

1 概要

名 称	宇部市庁舎広場
所在地	宇部市常盤町一丁目
用 途	庁舎敷地及び都市公園敷地（真締川公園）
敷地面積	約7,000㎡
供用開始年月日	令和8年2月予定
周辺施設の情報	■本庁舎棟（1期棟） 鉄筋コンクリート造6階建て ■市民交流棟（2期棟） 鉄骨造3階建て ■宇部市駐車場 立体駐車場 150台 【障害者等用5台含む】 平面駐車場 70台 障害者等用駐車場 5台

2 付近配置図及び対象敷地内看板設置予定図



- ※ 宇部市庁舎広場は、上図緑色で表す部分です。
 ※ ●は、敷地内看板設置箇所です。

敷地内看板
(●予定イメージ)

≪看板の表示予定内容≫

赤色部:宇部市庁舎広場の表示

黄色部:周辺配置図等

青色部:注意事項等

※赤色部「宇部市庁舎広場」の表示を愛称に変更できます

3 今後の宇部市庁舎広場の活用予定

宇部まつり、新川市まつり、「ときわいこっと。」など。

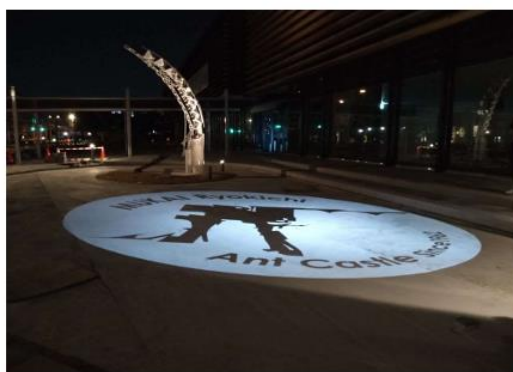
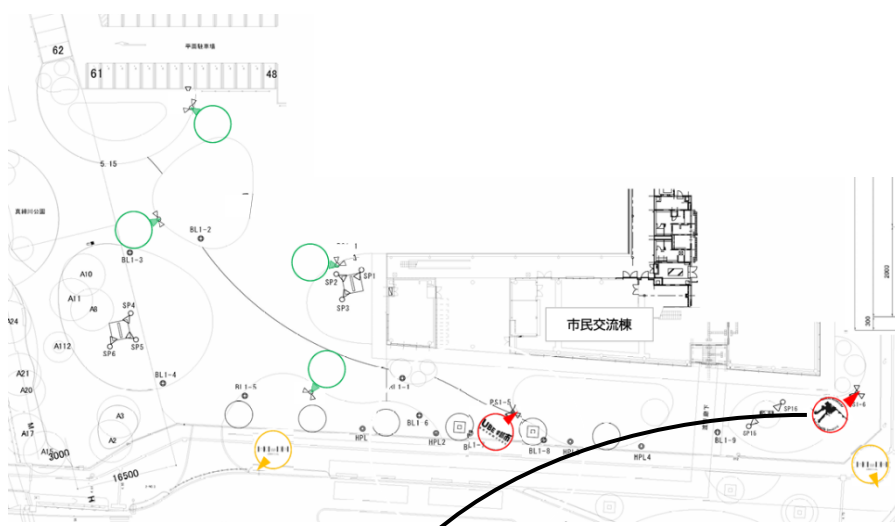
G0B0（ゴボ）照明による愛称の投影

全体図



青丸部分 拡大図

拡大図



投影図

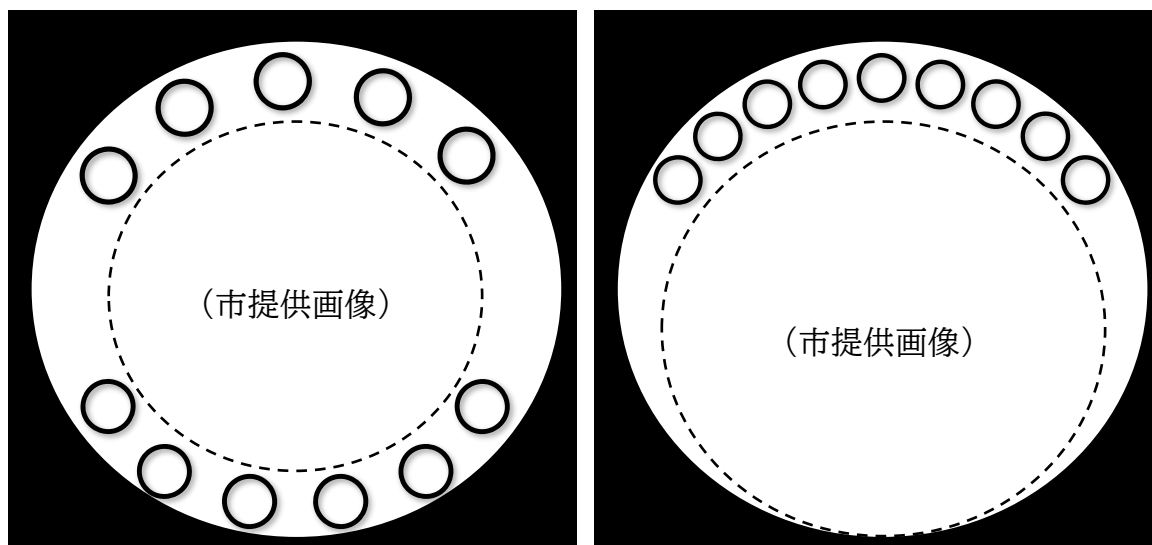
外径:50mm
デザイン枠:32mm



ディスク板

- ・前頁 拡大図の緑丸4つの照明のうち表示する灯数のディスク板の製作及び設置を行い、以下のイメージのような画像を投影してください。

投影内容のイメージ



- ・白色部が投影部分です。
- ・破線部内側は、市から提供する画像等を埋め込んでいただく予定です。
- ・白色部の破線部外側に、愛称等を表示することができます。

※投影画像の詳細は、協議させていただきます。

※参考…ディスク板の製作費（簡易なデザイン料込） 1枚約9万円

// 設置、交換、移設費等（高所作業車代） 1回約6万円

- ・緑丸4つの設置箇所は予定です。
- ・投影内容は上のイメージに限らず、市の事業に協力するような内容も可能です。
- ・ディスク板の製作、変更、設置及び維持管理に加え、ディスク板が事故、災害、その他の事由で破損した場合の復旧費用もネーミングライツパートナーの負担となります。
- ・市のイベント開催等のために、ディスク板の移設又は一時撤去等を依頼する場合があります。これにより、年間の3分の1程度の期間、ネーミングライツパートナーが製作したディスク板を設置及び投影できない期間が生ずる場合があります。
- ・その他の費用負担等は、6（1）に示すとおりです。
- ・投影時間は日没後から22時30分までとなります。
※利用状況により投影終了時刻が変動する場合があります。

【選定基準】

契約希望金額（年額）を1円＝1点として換算したものを基準点とし、次の表により算定した加算点との合計点（評価点）で選定を行う。

項 目	内 容		
基準点	契約希望金額（年額）を1円＝1点として換算したもの		
加算点	評価項目	加算内容	加算方法
	愛称の使用期間	愛称の使用期間による加算	愛称の使用期間に応じて、基準点の次の割合にあたる点数を加算する。 ・3年・・・加算なし ・4年・・・5％ ・5年・・・10％
	地域貢献の状況	地域貢献状況による加算	市内に本店、支店又は営業所等を有する企業については、基準点の10％にあたる点数を加算する。

- ※ 選定基準に基づき、評価点が高い順に順位を決定し、第1順位のものを選定する。
- ※ 第1順位のもの複数あった場合は、①契約希望金額（年額）が高いもの②愛称の使用期間が長いものの順に選定を行い、それでも同点の場合は、後日当事者によりくじによる抽選を行うものとする。